

ごみ搬入量の推移はどうなっているの？

単位：トン

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	(各年度4月～2月まで)		
青梅市	27,601.95	26,874.91	26,617.14
福生市	11,201.78	11,100.79	10,834.66
羽村市	11,302.27	11,028.14	10,818.74
瑞穂町	8,274.69	8,257.55	8,294.48
構成市町計	58,380.69	57,261.39	56,565.02
構成市町外	1,421.79	1,452.41	0.00
合計	59,802.48	58,713.80	56,565.02

公害防止協定に基づき、ごみ焼却に伴う排出ガスの測定結果などを公開します！

※ 環境データの詳細はホームページで公表しています。

平成30年2月末現在、構成市町から搬入された燃やせるごみの量は、56,565.02トンで、前年同期(57,261.39トン)と比べ696.37トン、1.2%の減量となっています。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき実施してきた小金井市の可燃ごみ受入れは、平成28年度をもって終了したことから、ごみ搬入量の合計では、前年同期と比べ、2,148.78トン、3.7%の減量となっています。

ごみ焼却処理に伴う排出ガスの測定結果の状況は？

■ 排出ガス測定結果 下の表は、平成29年度の排ガス測定の結果です。全炉ともに、すべての項目において、法規制値ならびに公害防止協定制値を下回っています。

項目	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀	ダイオキシン類	
単位	ppm	ppm	g/m ³ (N)	ppm	mg/m ³ (N)	ng-TEQ/m ³ (N)	
法規制値	(約440)	250	0.08	430	—	1	
公害防止協定制値	30	50	0.02	25	—	0.5	
公害防止協定目標値	10	40	0.01	10	0.05	0.1	
1号炉	H29.5.18	<1	39	<0.001	9	<0.005	0.00088
	H29.6.14	<1	19	<0.001	6	<0.005	—
	H29.11.9	<1	21	<0.001	8	<0.005	0.0018
2号炉	H29.4.27	<1	31	<0.001	8	<0.005	0.00053
	H29.9.12	<1	29	<0.001	6	0.007	0.00011
	H29.10.13	<1	43	<0.001	6	<0.005	0.00099
	H30.1.5	<1	28	<0.001	6	<0.005	—
3号炉	H29.7.20	<1	31	<0.001	7	<0.005	0.0011
	H29.8.16	<1	32	<0.001	8	0.005	0.0015
	H29.12.13	<1	22	<0.001	8	0.005	0.0016
	H30.2.10	分析中	分析中	分析中	分析中	分析中	—

■ 大気環境中のダイオキシン類測定結果 単位:pg-TEQ/m³

採取場所	採取日	H27.12.10～ H27.12.11	H28.12.8～ H28.12.9	H29.12.12～ H29.12.13
環境基準値		0.6		
羽村市立羽村第三中学校		0.033	0.011	0.0074
羽村市立松林小学校		0.032	0.010	0.014
羽村市立あさひ公園		0.032	0.011	0.016
瑞穂町立瑞穂第四小学校		0.036	0.0086	0.014
瑞穂町富士見公園		0.037	0.011	0.016

左の表は、西多摩衛生組合周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果(12月測定分)です。測定結果は、24時間の試料採取によるもので、各地点とも環境基準値を下回っています。西多摩衛生組合は、今後も公害防止対策の充実を図り、法規制値および地元協議会と交わしている公害防止協定を遵守していきます。

編集・発行 西多摩衛生組合 2018年3月発行【No.25】

(構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)

■ 西多摩衛生組合環境センター

住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4235
TEL：042-554-2409 FAX：042-554-2426

■ フレッシュランド西多摩

住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4225
TEL：042-570-2626 FAX：042-570-2288



アクセス図



西多摩衛生組合
ホームページ

<http://www.nishiei.or.jp>

* 『にしたまエコにゆうす』のバックナンバーは、西多摩衛生組合ホームページでご覧いただけます。

西多摩衛生組合

2018年3月発行
No.25

にしたまエコにゆうす



防災倉庫

非常用マンホールトイレ

西多摩衛生組合は、『近くにあって良かった清掃施設』を目標に掲げています。その一環として、平成27年度に、当組合と青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町(構成市町)は、フレッシュランド西多摩を災害時の避難所に指定する協定を結びました。大規模な災害が起こった際には、各市町の小中学校などが一次避難所になりますが、一次避難所が使用できない時や、一般の避難所生活が困難である場合などに、構成市町からの開設依頼に基づき、二次避難所または福祉避難所として、フレッシュランド西多摩の施設・設備が有効活用されます。

平成28年度は、停電時に館内照明などの電源として最低限必要となる電力を確保するため、太陽光発電・蓄電システムを設置したほか、敷地内の街路灯の一部を、停電時でも消えない非常用の街路灯に改良しました。

そして今年度は、フレッシュランド西多摩の防災機能をさらに高め、避難所としての役割を果たすため、防災倉庫と非常用マンホールトイレを整備しました。

平成30年2月に設置・整備を完了しました。

■ 防災倉庫を設置

フレッシュランド西多摩の敷地内(散策路脇)に防災倉庫を設置しました。

防災倉庫とは、災害時の備えとして、様々な物資や消耗品を保管・備蓄するための倉庫で、避難所を開設する際、各市町が用意する物資などの配送が遅れる場合に、備蓄品を速やかに供給できるようにするものです。

現在は、平成29年度に導入した物資を保管しており、今後も引き続き、必要な機材、備蓄品などを導入し、災害への備えを整えていきます。

■ 非常用マンホールトイレを整備

フレッシュランド西多摩が避難所として開設された際に、快適で衛生的な生活環境を確保するため、5台の洋式タイプのマンホールトイレを整備しました。これは、災害による断水や下水道管の分断などが発生し、建物内のトイレが使用できなくなった際に、屋外の下水道管路にあるマンホールの上に簡易便座やパネル、テントを設置し、個室の仮設トイレを確保するものです。足元に段差がないユニバーサルデザインのため、どなたにも使いやすいつくりになっています。

平常時は防災倉庫内に収納し、非常時に組み立てて使用するもので、1台およそ7分で設置することができます。



マンホールトイレ設置の様子

■ 避難所用パーテーション・毛布などを配備します！

平成30年度も災害対策への取組みを進めます。

避難所開設時における生活環境の整備に必要な防災用品を確保するため、平成30年度は、避難所用クイックパーテーションや毛布、リヤカーの導入を予定しており、災害に対する支援体制の強化を図ります。

* フレッシュランド西多摩からのお知らせ...法令点検および定期補修のため、平成30年4月9日(月)～13日(金)は、臨時休館します。

環境センターの燃焼設備・発電設備を改良

2月議会で可決されました。

平成30年度の予算では、環境センター長寿命化計画に基づき、さらに施設設備の改良・充実を図るため、平成25年度から28年度までの4か年で実施した第1期基幹的設備改良工事を期間延長し、追加工事となる燃焼設備改良工事および発電設備改良工事にかかる経費を計上しました。

これは、平成30・31年度の2か年にわたる継続事業として実施するもので、燃焼設備改良工事では、可燃ごみを焼却炉へ供給する給じん機の更新により、施設の長期的な安定稼働を確保します。また、発電設備改良工事では、蒸気タービン発電機の改造による発電出力の増強と、環境センターに太陽光発電・蓄電システムを新設し、さらなる環境負荷の低減と、災害時の電力確保をはじめとする施設の強靱化（きょうじんか）を推進していきます。

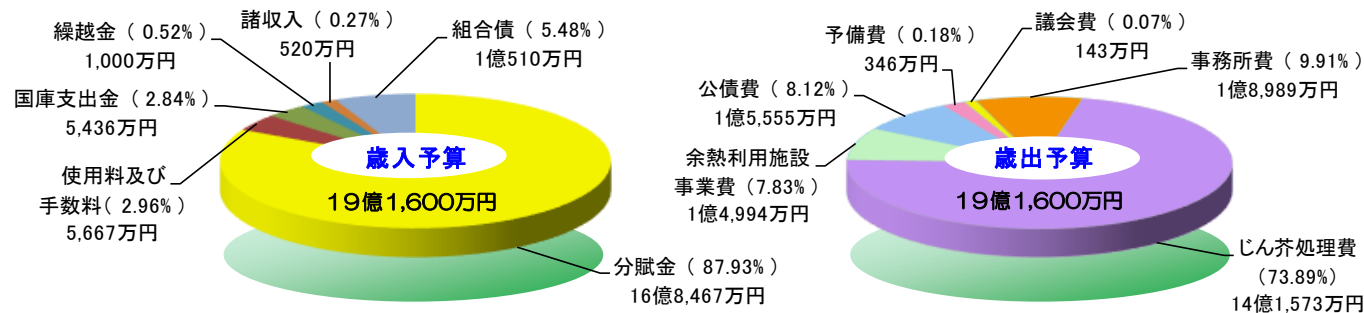
この結果、予算規模は前年度と比べ、2億1,000万円増の19億1,600万円となりました。大規模な基幹的設備改良工事などの投資的経費の予算化にあたっては、国の補助金制度を活用し、一般財源（構成市町負担分）の軽減に努めています。

歳入予算の特徴

- 歳入予算額の約88%は、組合を構成する3市1町が、各々の人口と可燃ごみ搬入量に応じて負担する分賦金（ぶんびきん）で、予算規模の増加に伴い、前年度と比べ4,993万円の増となる16億8,467万円を計上しました。
- 平成30年度の主要事業である基幹的設備改良工事（追加工事）の財源措置として、国庫支出金（国からの補助金）に循環型社会形成推進交付金など5,436万4,000円を計上したほか、組合債（国等からの借入金）に1億510万円を計上しました。

歳出予算の特徴

- 歳出予算額の約74%は、清掃工場の運営経費となるじん芥処理費で、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事・発電設備改良工事）等の経費を計上しています。これに伴い、じん芥処理費は前年度と比べ2億2,008万円の増となる14億1,573万円を計上しました。
- 歳出予算額の約8%を占める余熱利用施設事業費は、フレッシュランド西多摩の運営経費で、平成30年度は、施設の防災機能を高めるため、避難所用のクイックパーテーションなどの購入費用を新規計上しました。平成29年度に実施した地下水等調査委託、マンホールトイレ設置工事等の完了により、前年度と比べ2,378万円減の1億4,994万円を計上しました。



基幹的設備改良工事（追加工事）で環境センターをリノベーション

① 燃焼設備改良工事

給じん装置は、2軸のスクリーで可燃ごみを一定量ずつ焼却炉へ供給する装置で、改良工事による駆動装置・供給装置の見直しにより、省電力化が図られ、余分な空気を炉内に流入させないシール性向上と、定量供給の分散化で、一層安定した可燃ごみの焼却処理（施設の安定稼働）が可能となります。



② 発電設備改良工事

蒸気タービン発電機は、ごみ焼却に伴う余熱（蒸気）を利用して自家発電を行う装置で、改良工事による内部部品・付帯装置の見直しにより、発電出力の増強が図られ、余剰蒸気を有効活用した電力自給率の向上が見込まれます。また、太陽光発電・蓄電システムの新設により、災害等による大規模停電時にも、通信機器等に最低限必要な電力が確保でき、施設の防災機能が向上します。



西多摩衛生組合の今後の組合運営の方向性の早期の実現に向けての要望書

当組合では、清掃工場を長期にわたり有効活用するため、平成24年度に、施設の運用期間を40年間に延命化する「環境センター長寿命化計画」を策定し、平成50年度までの安全かつ安定的な施設稼働を目指しています。

それに伴い、「近くにあって良かった清掃施設」を目標に掲げ、国が示した新たな廃棄物処理施設整備計画を参考として、平成26年度に「環境センター長寿命化計画に伴う今後の組合運営の方向性（案）」を作成し、周辺地域の住民で組織する羽村・瑞穂両協議会と意見交換を重ねてきました。

この結果、昨年12月に、両協議会から「西多摩衛生組合の今後の組合運営の方向性の早期の実現に向けての要望書」が提出され、その内容は、環境センターの施設を延命化することについては、一定の理解をする中で、組合運営の今後の方向性で示された、環境センターの施設の強靱化、余剰能力の有効活用、防災拠点化などの周辺環境整備の計画について、できるだけ早期の実現を望むというものです。

また、環境センターの余剰能力の有効活用については、周辺環境対策への要望（排ガス中のダイオキシン類の公害防止協定制値を0.05ng-TEQ/m³Nに改定すること等）を取り入れることで、公害防止協定に定められている日量320t（2炉稼働）を限度として認めるとしており、具体的な有効活用の方法は、組合構成市町および西多摩衛生組合が責任をもって説明し、決定することを求めています。

当組合としては、今後とも環境負荷の低減に向け、最大限の努力を行っていくとともに、要望書の実現に向け、各構成市町と前向きな協議を進めていきます。

＜主な要望事項＞

- 1 フレッシュランド西多摩のリニューアル
 - ・ 現在の「準天然トロン温泉」から「天然温泉」への変更や、高温サウナの拡充等
- 2 周辺環境の整備等
 - ・ フレッシュランド西多摩の防災活動の拠点（避難所施設等）機能の充実
 - ・ コミュニティ広場や環境学習の場としての農園の設置等

可燃ごみの共同処理に関する検討結果報告書が作成されました

昭島市からの可燃ごみの共同処理（組合への加入）依頼に関する経過

当組合は、可燃ごみの共同処理を目的とし、青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町（構成市町）によって設置されている一部事務組合です。昭島市から可燃ごみの共同処理（組合への加入）の依頼を受けた構成市町では、当組合での技術的措置対応のほか、共同処理の課題等を確認しながら市町間で協議を行い、本年1月に「可燃ごみの共同処理に関する検討結果報告書」を作成しました。

この報告書では、ごみ行政の広域化や連携の必要性、現有施設の有効活用、将来の財政負担の見通しなど、下記の8項目を主眼として検討した結果、昭島市が西多摩衛生組合に加入し、構成市町と昭島市の4市1町による可燃ごみの共同処理を契機に、ともに社会的役割を果たすことが将来のごみ行政の円滑な運営に向け、最善の選択であるとの統一見解に至っています。

- ① 広域行政による合理化の推進
- ② 周辺環境整備の促進
- ③ 地球温暖化対策の推進
- ④ 可燃ごみ焼却場の安定的かつ効率的な稼働
- ⑤ 公害防止協定の規制値の遵守
- ⑥ 可燃ごみ焼却場の強靱化及び防災拠点化
- ⑦ 周辺住民の理解促進
- ⑧ 分賦金の軽減と住民福祉の向上

構成市町長会議では、この報告を受け、本事業の今後の対応として、「可燃ごみの共同処理に関する検討結果報告書」の内容を踏まえ前向きに進めることとし、各市町の住民の皆さまへ情報提供を行い、合意形成に努めた上で、総合的な判断のもと、最終的な決定を行うこととしています。

* 当組合では、この結果に基づき、2月19日に羽村・瑞穂両協議会役員に対する説明会を開催し、情報提供を行いました。

用語解説

一部事務組合とは、地方自治法に基づき、市や町などの地方公共団体が、行う事務の一部を共同処理するために設けられる団体で、組合を構成する市区町村（構成団体）の協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されます。一部事務組合を組織する構成団体の数を増減させるときや、共同処理する事務を変更しようとするときは、構成団体間の協議により変更後の規約を定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。いずれの協議においても、関係する地方公共団体（構成団体）の議会の議決が必要となります。